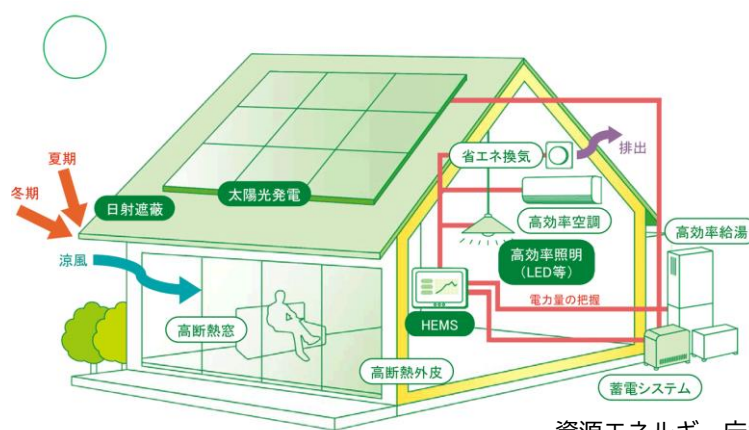


令和7年度 省エネルギー住宅等 普及促進事業費補助金



資源エネルギー庁ホームページより

◎各種様式等詳細は、ホームページも併せてご確認ください。



松戸市 省エネルギー住宅

検索

目次

1	補助金の概要.....	1
2	補助対象者の要件.....	2
3	補助金額、補助対象経費及び交付回数.....	2
4	住宅ごとの要件及び必要書類.....	3
4-1	ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）	3
4-2	LCCM住宅（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス住宅）	7
5	各種様式の記入例.....	10
6	補助対象住宅の処分の制限.....	13
7	補助金の交付までの流れ.....	13

1 補助金の概要

(1) 申請期間

令和7年4月1日（火）から令和8年2月27日（金）まで

※申請書類に不備や不足がなく揃った時点ではじめて受付となります。

※申請は受付順で、予算枠に達した時点で終了します。

(2) 申請方法

○持ち込み（業者による代行可）

他の申請方法との兼ね合いから書類はその場では確認しません。不備等の連絡は後日行います。

○メール

送信先：mczeroc@city.matsudo.chiba.jp

※件名を「〈お名前〉_〈申請住宅名称〉_補助金申請書類」にしてください。

※一度に送信するファイルの容量は**5MB未満**をお願いします。

容量を超える場合などは送付いたっても当室はファイルを受信できません。

圧縮する等の対応を行い、調整してください。

どうしても大きいファイルは事前に電話等でご相談ください。

○郵送（上記期日までに必着）

※郵送の場合は、追跡などが可能な書留等での送付を推奨します。

(3) 申請受付の順番

先着順で受付処理を行っております。上記申請方法で記録する順番は以下の日時に基づき行います。

○持ち込み

書類が提出された（職員が受け取った）日時

○メール

当室のメールを受信した日時

○郵送

当室職員が郵送物を受け取った日の午前11時

※申請者が郵送した日ではありませんのでご注意ください。

【不備があった場合】

上記の時間の記録を削除し、不備を修正し書類が提出された日時（持ち込み、メール、郵送などそれぞれの方法による）

(4) 申請先 ※支所等での受付は行っておりません。

〒271-8588

松戸市根本387番地の5 市役所新館6階

松戸市 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進担当室

(5) 留意点

申請日は書類が全て調ったと職員が判断した日となります。

調っていないと判断した場合は書類一式を返却させていただきますので訂正・修正後に再度ご送付ください。

2 補助金対象者の要件

- ・補助対象住宅の新築、完成済の建売住宅を購入又は改修の費用を自ら負担し、居住していること。
- ・新築、完成済の建売住宅を購入の場合は補助対象住宅の引渡しを受けた日、改修の場合は工事が完了した日の翌日から起算して1年以内であること。
- ・市に納付すべき税を滞納していないこと。
- ・補助対象者の要件を満たす者が複数いる場合は、全ての者から補助金申請に係る権限を委任されていること。
- ・松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

3 補助金額、補助対象経費及び交付回数

補助対象経費は、消費税及び地方消費税並びに国等からの補助金を受けている場合はその額を控除した額とします。

また、補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てとします。

補助対象住宅の種類	補助金の額	補助対象経費
ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）	上限20万円	補助対象住宅の新築、完成済の建売住宅を購入又は改修に要した費用 ※土地の購入費は除く。
LCCM住宅（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス住宅）	上限50万円	

補助金の交付回数は、補助対象住宅の種類ごとに、一申請者について、通算して1回限り交付します。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が補助対象住宅を新築、購入又は改修する場合はこの限りでない。

4 住宅ごとの要件及び必要書類

4-1 ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

（１）住宅の要件

国のZEHロードマップフォローアップ委員会にて定義される『ZEH』、Near ly ZEHのうち、以下の要件を満たすこと。

- ・戸建住宅であること。
- ・BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）により『ZEH』又はNear ly ZEHであることが示されていること。

（２）必要書類

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例(10ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに <u>同意しない</u> 場合は、 <u>住民票及び納税証明書の写しの提出が必要</u> 。
補助対象住宅の概要 (第1号様式別紙)	記入例(12ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けた ことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙において、国等からの補助金を補助対象経費から 控除した結果、 <u>市への交付申請の額が200,000円を下回る場合</u> <u>に限り必要</u> 。
申請者の本人確認書類の 写し	・ <u>顔写真付き</u> の官公庁が発行するもの(1点) 例. 運転免許証、パスポート(住所が記載されているもの)、マイ ナンバーカード等 ・その他 <u>顔写真無し</u> のもの(2点以上) 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、 キャッシュカード、診察券等、住民票の写し(概ね3か月以内に 発行されたもの)等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致してい ない等は本人確認書類として認められません。
補助対象住宅であること がわかる書類の写し	BELS評価書 (特記事項に <u>ZEH又はNear ly ZEH等の記載があるこ</u> <u>と</u>)

契約書又は注文書・注文 請書の写し	【新築、完成済の建売住宅を購入の場合】 契約（注文）書に①経費の明細、②引渡し（予定）日が記載されているもの。 ・経費の明細とは、当該住宅に係る費用の詳細があるものです。 記載ない場合は、<u>経費内訳書</u>を追加提出ください。なお、経費内 訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、 請求書等）をもって代用することができます。 ・契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約 （注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。 ・契約書に引渡し日が記載されている必要があります。<u>記載され ていない場合は引渡し証明書</u>を追加提出ください ただし、引渡し証明書は、契約会社から引渡し日が記載された書 類がある場合はこれを代用することができます。 【改修の場合】 契約（注文）書に①経費の明細、②工事完了（予定）日が記載さ れているもの。 ・経費の明細とは、当該住宅に係る費用の詳細があるものです。 記載ない場合は、<u>経費内訳書</u>を追加提出ください。なお、経費内 訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、 請求書等）をもって代用することができます。 ・契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約 （注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。 ・工事期間について <u>契約書又は注文書に記載された完了日と実態が異なっている場 合又は、記載されていない場合は工事着工完了証明書</u>を追加提出 ください。 ただし、工事着工完了証明書は、契約会社から工事完了報告書 等の工事着工日と完了日が記載された書類がある場合はこれを代 用することができます。 なお、契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等 工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、契約会社と 工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。
------------------------------	---

契約(注文)連名者委任状 ※契約(注文)者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
領収書等の写し	領収書等に①契約(注文)金額と一致、②契約(注文)書に記載された施工内容等と合致する但し書きが記載されているもの。 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・ハウスメーカー等が発行するクレジット払いによる支払を証明する書類(支払証明書) ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる(具体的な支払いスケジュールが明記されている)契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書発行者が契約(注文先)業者と異なる場合】 主に契約(注文請)業者の下請業者が考えられますが、この場合は領収書発行者と契約(注文)業者の関係性がわかる書類を追加提出してください。 例. 契約書に工事に関しては領収書発行者が実施する旨の記載がある等 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、契約業者に作成を依頼し提出してください。
設置状況が確認できる写真	【新築、改修の場合】 工事前(更地)、工事後(建築後)の写真 撮影場所が同一であることがわかるよう周囲を含め撮影すること。 【完成済の建売住宅を購入の場合】 引渡しを受けた補助対象住宅の全景が収まるよう写真を撮影すること。※工事中の写真は不要。
再生可能エネルギー設備を導入していることを証する書類の写し (いずれか1点)	【既に設置されている場合】 ・電力受給契約変更申込書(電力会社記入欄に記載あるもの) ・発電された電力の売電明細(概ね6か月以内)の写し ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明書 ※売電実績及び契約者情報を確認します。どちらかが足りない場合は両方を揃えて提出してください。 【同時に設置する場合】

	・保証書の写し 【既設・新設どちらの場合も可】 ・再生可能エネルギー設備を設置した住宅の全景と、再生可能エネルギー設備が設置されていることが確認できる写真 ・接続契約のご案内の写し ・特定契約のご案内の写し ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明書
--	---

4-2 LCCM住宅（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス住宅）

（１）住宅の要件

建設時、運用時、廃棄時において出来るだけ省CO₂に取り組み、さらに太陽光などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時のCO₂排出量も含めライフサイクルを通じてのCO₂の収支をマイナスにする住宅のうち、一般財団法人住宅・建築SDGs推進センターによりLCCM住宅認定を受けているものであること。

（２）必要書類

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例(10ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに <u>同意しない</u> 場合は、 <u>住民票及び納税証明書の写しの提出が必要</u> 。
補助対象住宅の概要 (第1号様式別紙)	記入例(12ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、 <u>市への交付申請の額が500,000円を下回る場合に限り必要</u> 。
申請者の本人確認書類の写し	・顔写真付きの官公庁が発行するもの(1点) 例. 運転免許証、パスポート(住所が記載されているもの)、マイナンバーカード等 ・その他顔写真無しのもの(2点以上) 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し(概ね3か月以内に発行されたもの)等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
補助対象住宅であることがわかる書類	LCCM住宅認定書 (<u>LCCM住宅と認定されている旨の記載があること</u>)
契約書又は注文書・注文請求書の写し	【新築、完成済の建売住宅を購入の場合】 契約(注文)書に①経費の明細、②引渡し(予定)日が記載されているもの。 ・経費の明細とは、当該住宅に係る費用の詳細があるものです。<u>記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。</u>なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類(見積書、内訳書、請求書等)をもって代用することができます。 ・契約(注文内容)を途中で変更されている場合は“変更契約(注文内容の変更)書類”も併せてご提出ください。

	・ 契約書に引渡し日が記載されている必要があります。<u>記載されていない場合は引渡し証明書</u>を追加提出ください ただし、引渡し証明書は、契約会社から引渡し日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。 【改修の場合】 契約（注文）書に①経費の明細、②工事完了（予定）日が記載されているもの。 ・ 経費の明細とは、当該住宅に係る費用の詳細があるものです。<u>記載ない場合は、経費内訳書</u>を追加提出ください。なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・ 契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。 ・ 工事期間について <u>契約書又は注文書に記載された完了日と実態が異なっている場合又は、記載されていない場合は工事着工完了証明書</u>を追加提出ください。 ただし、工事着工完了証明書は、契約会社から工事完了報告書等の工事着工日と完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。 なお、契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。
契約(注文)連名者委任状 ※<u>契約（注文）者が複数のとき</u>	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
領収書等の写し	領収書等に①<u>契約（注文）金額と一致</u>、②<u>契約（注文）書に記載された施工内容等と合致する但し書き</u>が記載されているもの。 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・ ハウスメーカー等が発行するクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・ 全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的

	な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書発行者が契約（注文先）業者と異なる場合】 主に契約（注文請）業者の下請業者が考えられますが、この場合は領収書発行者と契約（注文）業者の関係性がわかる書類を追加提出してください。 例. 契約書に工事に関しては領収書発行者が実施する旨の記載がある等 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、契約業者に作成を依頼し提出してください。
設置状況が確認できる写真	【新築、改修の場合】 工事前（更地）、工事後（建築後）の写真 撮影場所が同一であることがわかるよう周囲を含め撮影すること。 【完成済の建売住宅を購入の場合】 引渡しを受けた補助対象住宅の全景が収まるよう写真を撮影すること。 ※工事中の写真は不要。
再生可能エネルギー設備を導入していることを証する書類の写し (いずれか1点)	【既に設置されている場合】 ・ 電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載あるもの） ・ 発電された電力の売電明細（概ね6か月以内）の写し ・ 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明書 ※売電実績及び契約者情報を確認します。どちらかが足りない場合は両方を揃えて提出してください。 【同時に設置する場合】 ・ 保証書の写し 【既設・新設どちらの場合も可】 ・ 再生可能エネルギー設備を設置した住宅の全景と、再生可能エネルギー設備が設置されていることが確認できる写真 ・ 接続契約のご案内の写し ・ 特定契約のご案内の写し ・ 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明書

5 各種様式の記入例

第1号様式

記入日 **令和7年 4月 1日**

松戸市省エネルギー住宅等普及促進事業費補助金交付申請書兼請求書

(宛先) 松戸市長

(申請者) 郵便番号 **271-8588**

住 所 **松戸市根本387-5**

フリガナ **マツド タロウ**

氏 名 **松戸 太郎**

日中の連絡先 **000-000-0000**

申請者の情報を記入してください。
押印は不要です。

松戸市省エネルギー住宅等普及促進事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり添付書類を添えて申請します。

また、交付決定後は、補助金を下記の口座に振り込んでいただきますよう請求します。

記

補助対象住宅の種類 ※該当住宅に☑	☒ Z E H (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) ☐ L C C M (ライフ・サイクル・カーボン・マイナス) 住宅							
補助金交付申請額	200,000 円							
振込口座 ※申請者と同じ口座名義 であること。	金融 機関名	松戸 銀行 本店 金庫 根本 支店 組合 出張所						
		普通・当座						
	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
	フリガナ 口座名義	マツド タロウ 松戸 太郎						

ゆうちょ銀行の場合は、
漢数字3桁を記入してく
ださい。

請求者名義の口座をご記入ください。他の方名義の
口座には振り込めません。

次ページへ

住民登録の確認について	左記について市長が確認することに、 同意します。 ・ 同意しません。 ※該当するものに○をしてください。
市に納付すべき税の納付状況について	左記について市長が確認することに、 同意します。 ・ 同意しません。 ※該当するものに○をしてください。
(誓約事項) ☒ 私は、松戸市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に、該当しません。	

(添付書類) ※提出する書類に☑

- ☒ 補助対象住宅の概要(第1号様式別紙)
- ⇒ ☐ 国等からの補助金の交付決定通知の写し【国等の補助金の交付を受けている場合】
※市への交付申請の額が各補助金の交付上限額を下回る場合に限り必要
- ☒ 申請者の本人確認書類の写し(顔写真付きは1点、顔写真無しは2点)
- ☐ 住民票の写し(概ね3か月以内のもの)【「住民登録の確認について」で同意しない場合】
- ☐ 市に納付すべき税の納税証明書の写し【「市に納付すべき税の納付状況について」で同意しない場合】
- ☒ 補助対象住宅であることを証する書類の写し
- ☒ 補助対象住宅の新築、購入又は改修に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し
- ⇒ ☒ 変更契約(注文内容の変更)書類の写し【契約(注文)内容が途中で変更している場合】
- ⇒ ☒ 契約(注文)連名者委任状【契約(注文)が連名の場合】
- ⇒ ☐ 引渡証明書【新築・購入した住宅における契約(注文)書記載の引渡し日と実際が異なる場合】
- ⇒ ☒ 工事着工完了証明書【改修した住宅における契約(注文)書記載の工事日と実際が異なる場合】
- ⇒ ☐ 経費内訳書【経費の明細がわかる書類がない場合】
- ☒ 補助対象住宅の新築、購入又は改修に係る支払いを証する書類の写し
- ⇒ ☐ 領収証明書【領収書の発行がない場合】
- ☒ 補助対象住宅の工事实施状況等を確認できる写真(工事前及び完了後の写真)
- ☒ 再生可能エネルギー設備を導入していることを証する書類の写し
- ☐ その他市長が必要と認める書類

第1号様式別紙

補助対象住宅の概要

- ☒ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）
☐ LCCM（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）住宅

実際に引渡しを受けた日付を記載
 してください。
 （1年以内のもののみ補助対象）

住宅の引渡し日 （改修の場合は工事完了日）	令和7年 4月 1日
補助対象住宅の新築、購入又は 改修にかかった経費	（総額） 44,000,000 円（A） （うち消費税） 4,000,000 円（B）
国等の補助金額	550,000 円（C）
補助対象経費 （A）－（B）－（C）	39,450,000 円

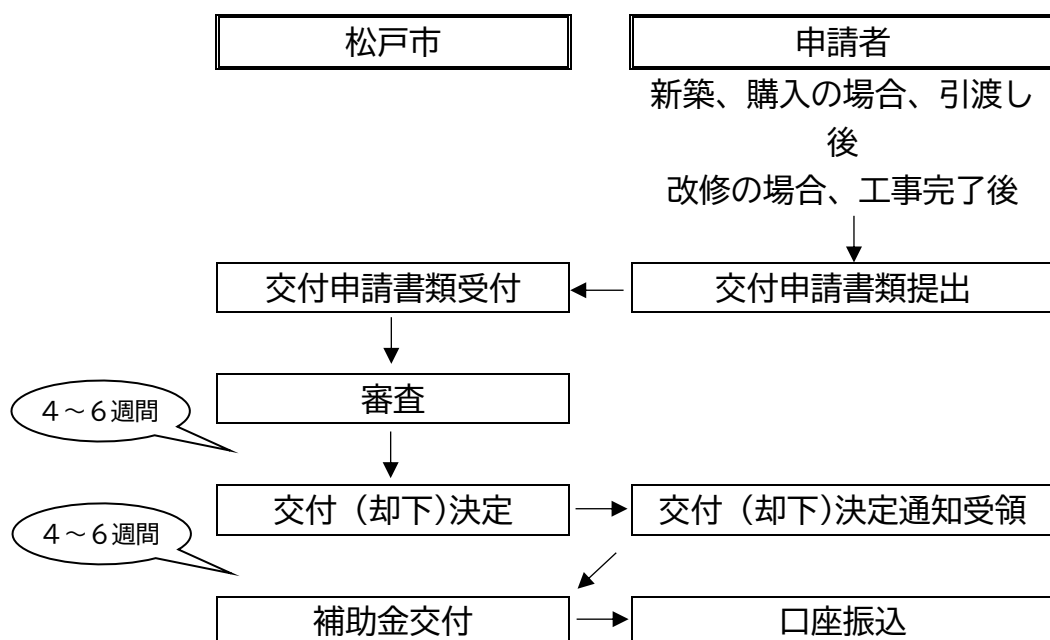
6 補助対象住宅の処分の制限

この補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数未満で、補助対象住宅を市長の承認なく処分してはいけません。

ただし、松戸市省エネルギー住宅等普及促進事業費補助金住宅処分承認申請書（第4号様式）を提出し市長の承認を得た場合はこの限りではありません。

7 補助金の交付までの流れ

※交付(却下)決定までには、交付申請書受付後、6週間以上かかることがあります。



不明な点などは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

松戸市 環境部 環境政策課

ゼロカーボンシティ推進担当室（市役所新館6階）

T E L : 047-710-0243

F A X : 047-366-8114

E-mail : mczeroc@city.matsudo.chiba.jp

令和7年4月1日作成